

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
○○○《委託先》（以下「甲」という。）は、《再委託先》（以下「乙」という。）と甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付けで受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託（以下「本再委託研究開発」という。）に関し、次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。	○○○《委託先》（以下「甲」という。）は、《再委託先》（以下「乙」という。）と甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）から令和●年●月●日付けで受託した《事業名》《プログラム名》（以下「本事業」という。）における研究開発の一部の再委託に関し、次のとおり合意し、再委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。	(令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)
別記 1	別記 1	
第1条 (定義) 第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) 省略 (15) 「対象データ」とは、本事業に関連して、 本再委託研究開発において 創出、取得又は収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」は、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。 (16)～(28) 省略 (29) ア 省略 イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的 研究費 等の他の用途への使用又は競争的 研究費 等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的 研究費 等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。 ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的 研究費 等を受給することをいう。 (30) 「競争的 研究費 等」とは、①「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）」として競争的 研究費 と分類される研究資金②①以外で、国の行政機関及び 資金配分機関(AMEDを含む) が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費（運営費交付金を含むがこれらに限られない。）をいう。 (31) 省略	 (定義) 第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) 省略 (15) 「対象データ」とは、本事業に関連して、創出、取得又は収集されたデータ（当該データと同一性が認められる限度で当該データを処理したものを含む。）をいい、「派生データ」は、「対象データ」を元に、技術的に復元不可能な処理がされ、対象データと同一性が認められないデータをいう。 (16)～(28) 省略 (29) ア 省略 イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。 ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的資金等を受給することをいう。 (30) 「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されている研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人（機構を含む。）が直接配分する研究活動を行う研究資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称している。 (31) 省略	対象を明示するため追加。 (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
第2条の3 (乙の表明保証) 第2条の3 乙は、本再委託研究開発に関し、研究開発計画書における「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下「研究開発分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的 研究費 等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的 研究費 等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。 2・3 省略	第2条の3 (乙の表明保証) 第2条の3 乙は、本再委託研究開発に関し、研究開発計画書における「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下「研究開発分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的 資金 等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的 資金 等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。 2・3 省略	「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。
第8条 (知的財産権の帰属) 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく本 再委託 研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡することができる。 (1) 甲及び乙は、本 再委託 研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を機構に報告しなければならない。ただし、甲、乙共同で発明等を行った場合は、第8条1項(4)の場合を除き、第10条の規定に基づいて甲が代表して機構へ報告すればよく、乙から機構への報告は要しない (2)～(4) 省略 2 甲及び乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、 機構の判断により 当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。 3 省略 4 甲及び乙は、甲又は乙の発明者が行った発明等が本 再委託 研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその甲又は乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が甲又は乙に帰属するよう、予めその甲又は乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならぬ。 5 甲及び乙は、特段の事情により本 再委託 研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる甲又は乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。	第8条 (知的財産権の帰属) 第8条 甲及び乙は、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権について、次の各号のいずれの規定も遵守することを約する。ただし、当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、機構の求めに応じて、機構に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡することができる。 (1) 甲及び乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を機構に報告しなければならない。ただし、甲、乙共同で発明等を行った場合は、第8条1項(4)の場合を除き、第10条の規定に基づいて甲が代表して機構へ報告すればよく、乙から機構への報告は要しない。 (2)～(4) 省略 2 甲及び乙が第1項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと機構が認めるとき又は乙が第20条第1項若しくは第25条第1項、第2項に定める解除事由に該当した場合で機構から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。 3 省略 4 甲及び乙は、甲又は乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその甲又は乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が甲又は乙に帰属するよう、予めその甲又は乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならぬ。 5 甲及び乙は、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる甲又は乙の発明者に対して、第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。	表現を適性化（「委託」を「再委託」に修正） (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及) AMEDの判断により実施する点を明記。

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>第10条 (知的財産権に関する報告・通知等) 第10条 甲又は乙は、第8条又は第9条の規定に基づき甲又は乙に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。 (1) 甲及び乙は、本再委託研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。 (2) 甲及び乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書を機構に提出するものとする。この際、甲及び乙は、本再委託研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を機構に提出するものとする。 (3)～(8) 省略 (9) 甲及び乙は、本再委託研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。</p>	<p>第10条 (知的財産権に関する報告・通知等) 第10条 甲又は乙は、第8条又は第9条の規定に基づき甲又は乙に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。 (1) 甲及び乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、機構が別途定める様式による発明等報告書を速やかに機構に提出するものとする。 (2) 甲及び乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書を機構に提出するものとする。この際、甲及び乙は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を機構に提出するものとする。 (3)～(8) 省略 (9) 甲及び乙は、本研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書を機構に提出するものとする。</p>	表現を適性化（「委託」を「再委託」に修正） (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)
<p>第11条 (知的財産権に関わるその他事項) 第11条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。 2 (欠番) 3 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本再委託研究開発の成果に関し、機構に納入された著作物にかかる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 4 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本再委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。 5～7 省略 8 甲及び乙は、本再委託研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。</p>	<p>第11条 (知的財産権に関わるその他事項) 第11条 甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。 2 (欠番) 3 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、機構に納入された著作物にかかる著作権等について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。 4 甲及び乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を甲又は乙自身の責任において行うものとする。 5～7 省略 8 甲及び乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。</p>	表現を適性化（「委託」を「再委託」に修正） (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>第12条の2</p> <p>(対象データ及び派生データの取扱い)</p> <p>第12条の2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED研究データ利活用に係るガイドラインに従った取扱いを行う。</p> <p>2 甲及び乙は、対象データ及びその派生データについて、本再委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。ただし、AMED研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め機構の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、「個人情報保護法」という）に定める個人情報、匿名加工情報、個人関連情報又は仮名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データ又は派生データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、提供その他の取扱いについて個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>第12条の2</p> <p>(対象データ及び派生データの取扱い)</p> <p>第12条の2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、AMED研究データ利活用に係るガイドラインに従った取扱いを行う。</p> <p>2 甲及び乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。ただし、AMED研究データ利活用に係るガイドライン上許容されている場合又は予め機構の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法等」という）に定める個人情報及び匿名加工情報並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定める非識別加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>表現を適性化（「委託」を「再委託」に修正） (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)</p> <p>個人情報保護法の改正に伴い、独立行政法人個人情報保護法等がなくなる等の変更があつたことから、該当箇所を修正。 (令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及)</p>
<p>第15条</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第15条 甲及び乙は、(i) 本再委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本再委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があつた情報及び(ii) 本再委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報（ただし、第1条第1項第14号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。）（以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>	<p>第15条</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第15条 甲及び乙は、(i) 本再委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本再委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があつた情報及び(ii) 本再委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報（ただし、第1条第1項第14号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第11条第4項及び第5項に定める取扱いに従うものとする。）（以下「秘密情報」という。ただし、対象データ及び派生データは秘密情報に含まれないものとし、これらの取扱いは第12条の2に従うものとする。）について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする</p>	<p>1項について、引用条項に誤りが判明したため、正確な条項に修正。</p> <p>6項について、本再委託契約書14条1項にて再々委託を禁じているところ、これが可能であると読める記載であったことから、該当箇所を削除。</p>

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
第17条 (研究開発成果の報告等) 第17条 乙は、当事業年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。 2 機構が研究開発期間中に本再委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本再委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、機構による評価に必要な協力をを行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行われるものとする。 3 機構が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、機構による当該調査等に協力するものとする。 4・5 省略	第17条 (研究開発成果の報告等) 第17条 乙は、当事業年度終了後の5月末日又は事業終了後61日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。 2 甲が研究開発期間中に本再委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本再委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力をを行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行われるものとする。 3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に協力するものとする。 4・5 省略	中間評価・事後評価・追跡調査等を行う主体はいずれも機構であるところ、これを甲（委託先）と規定していたことから、正確な形に修正。
第20条 (1)～(3) 省略 (4) 研究者等について、競争的 研究費 等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。 (5)～(7) 省略	第20条 (1)～(3) 省略 (4) 研究者等について、競争的 資金 等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。 (5)～(7) 省略	「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。
第21条 (不正行為等に係る研究者等の取扱い) 第21条 乙は、本再委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。 (1) 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、本再委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができる。 (2) 機構は、競争的 研究費 等において、不正行為等の認定に基づき申請及び参加資格の制限等を受けた研究者等について、機構の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができること。 (3) 甲は、機構が前二号に定める申請・参加制限等を行った研究者等について、当該措置を踏まえて本再委託研究開発への参画を拒むことすること。	第21条 (不正行為等に係る研究者等の取扱い) 第21条 乙は、本再委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。 (1) 甲又は機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、本再委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとすること。 (2) 甲又は機構は、競争的 資金 等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、機構の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとすること。	機構の不正行為等対応規則には甲（委託先）が乙（再委託先）の研究者に申請・参加制限を行うことができると規定した条項が存在しないところ、これが可能であると読める記載であったことから、行為の主体を分けて3号を追加。

令和4年度 再委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
第22条 (不正行為等に対する措置等) 第22条 1 省略 2 乙は自らの調査により、本再委託研究開発以外の競争的 研究費 等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲及び機構に報告するものとする。 3 甲は、本再委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により乙から本再委託研究開発以外の競争的 研究費 等による研究開発において研究者等につき不正行為等の本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、再委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、再委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。 4～6 省略	第22条 (不正行為等に対する措置等) 第22条 1 省略 2 乙は自らの調査により、本再委託研究開発以外の競争的 資金 等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲及び機構に報告するものとする。 3 甲は、本再委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により乙から本再委託研究開発以外の競争的 資金 等による研究開発において研究者等につき不正行為等の本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、再委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、再委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。 4～6 省略	「競争的資金」を「競争的研究費」に修正。
第26条 (個人情報の取扱い) 第26条 乙は、本再委託研究開発に関して、甲から個人情報等の取扱いの委託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって取扱いの委託を受けた当該個人情報等（以下「委託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。 (1) 委託個人情報を第三者に委託若しくは提供し又はその内容を知らせること。 (2) 委託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。 3 乙は、委託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他委託個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、委託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。 5 乙は、委託個人情報を、甲の求めがある場合又は本再委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。 6 乙は、委託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したとき又は発生したおそれがあるときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。 7 乙は、本人から委託個人情報の開示、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から委託個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、その指示に従わなければならない。	第26条 (個人情報の取扱い) 第26条 乙は、本再委託研究開発に関して、甲から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。）の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報（以下「預託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。 (1) 預託個人情報を第三者に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。 (2) 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。 3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。 5 乙は、預託個人情報を、本再委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。 6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。	(以下、令和4年5月23日改訂 令和4年4月1日遡及) 「預託」を法令上の用語である「委託」に変更。 6項：改正法により、漏えい等が発生したおそれがある場合も報告義務等の対象になることから修正。 7項：追加。